

地域連携・協働による湿地保全再生システムの構築に向けた視点と課題

林 健一*

1 はじめに

ラムサール条約締約国会議の決議Ⅶ.8（湿地管理への地域社会及び先住民の参加を確立し強化するためのガイドライン）の段落14は、「締約国に対して、国家湿地政策や関連する法律の制定に際しては、地域社会や先住民と広範な協議を行うこと、そしてこうした政策や立法措置が導入された時には、社会全般がその履行に積極的に参加できるようにするために、本決議の付属書に合致するような仕組みを持つものとする」と要請している¹⁾。

また、同決議の段落17は「締約国に対して、湿地とその保全に関する政策決定にあたり透明性を確保し、また、ラムサール登録湿地の選択及びすべての湿地の管理においては、その過程における利害関係者の十分な参加を保証しつつ、技術的データ等の情報を十分に提供することを奨励」している。さらに、段落18は「締約国、専門家、地元住民及び先住民に対して、政策決定に際しては、最善の科学的知見や地元の知恵が十分に考慮されるようにするために、湿地の管理や計画立案において協力し合うことを奨励」している。

本稿では、これらの要請と奨励を受けて、決議Ⅶ.8が期待する湿地の参加型管理シ

ステムの具体化を課題とするものである²⁾。

参加型管理システムのあり方は様々なものが構想されうるが、特に、湿地の生態学的特徴の保全再生と湿地の賢明な利用を具体化する地域政策（以下「湿地保全再生政策」という。）に視点を置き、「地域連携・協働による湿地保全再生システム」の構築に必要な視点を本稿では検討していく。

これは、政策目的の達成のために行われる多様な行為ないしは作業の意思決定を支援する、一種の意思決定支援システムの役割を果たすものであるが、地域行政機関や組織の意思決定を支援するだけのものではない。すなわち、湿地の生態学的特徴の保全再生と湿地の賢明な利用を具体化するためには、地域行政機関の地域政策にとどまらず、地域住民やNPOなど多様なステークホルダーによる環境配慮行動が不可欠であり、政策プロセスの各サイクル（Plan-Do-See）において、両者が連携（協働）していくための基盤となるシステムを本稿では想定している。

課題の検討にあたっては、まず、湿地保全再生政策における連携・協働の必要性とその具体像について考察していく。次に、地域行政機関、地域住民、NPOをはじめとするステークホルダーが、政策プロセスの各サイクル（Plan-Do-See）において、連携・協働を推

* 中央学院大学社会システム研究所 准教授

進していく上で必要な課題について検討を加えていく。具体的には、新しい公共の取り組みとともに現在活用が広がりつつある、「マルチステークホルダー・プロセス (MSP)」に注目し、ステークホルダーが、連携するにあたって相互の立場や考え方を理解し、その利害、関心を調整し、新たな対策を立案するなど、具体的な協働のスキームとしての活用方法を検討していく。また、ステークホルダー間のコミュニケーションを成立させ、地域連携・協働を促進していくための共通言語となる「環境指標」のあり方を考察していく。

これらの検討により、ラムサール条約義務の実質化を担保する地域政策の確立に寄与していきたいと考えている。

2 湿地保全再生政策における地域連携・協働の必要性

(1) 地域連携が必要とされる背景

地方自治法（第1条の2）は、地方公共団体の存立目的と役割について、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と規定している。この規定の意味は、地方自治体が地域的な性格を有する行政を担う主体であること、関連する行政の間の調和と調整を確保するという総合性と、特定の行政における企画、立案、選択、調整、管理・執行などを一貫して行うという総合性の両面の総合性を意味するものと解されている（松本 2017, p.14）。

こうした2つの総合性を実現する場合には、単独の自治体でそれを担うのか、自治体間連携・補完によって担うのかの分岐が生じる。この根底には、自治体の政策形成におけるリソースの自己調達主義か、連携・補完主義かが問われる。市町村は、そもそも単独で

政策開発をしているわけではなく、他の市町村・都道府県に情報を依存しながら政策開発を行っている。リソースの自己調達主義を採用すれば市町村合併の推進につながり、リソースの共有を強調すれば、自治体間連携・補完が推進されることとなる（江藤 2015, pp.54-55）。

一方で、平成の市町村合併や地方分権改革の一環として権限移譲が進展する中で、多様な規模と権限を持った市町村が出現している。また、我が国は人口減少局面に突入しており、地域社会の持続可能性とともに、厳しい財政状況の中で、地方自治体が持続可能な公共サービス提供体制を維持できるかどうか、小規模市町村を中心に危機意識が高まっている。

こうした状況の下、第31次地方制度調査会は「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申（平成28年3月16日）」を発表した³⁾。

この答申では、人口減少社会における地方行政体制のあり方として、実定制度で与えられた権限を実施し、行政サービスを持続可能なものとするために、行政資源が限られる中にある市町村は、不足する資源を外部から充足しなければならないことを指摘している。

このための方策として、連携中枢都市圏や定住自立圏等、圏域単位での連携方策など、広域連携による行政サービスの提供を提言している⁴⁾。また、広域連携が困難な地域においては、都道府県の補完など、外部資源の活用による行政サービスの提供を推進していくべきこと等を指摘している。

こうした背景を念頭に、本稿では自治体間連携・補完による方策を基本として考察を加えていくものとする。また、連携・補完のあり方としては、地方自治体をはじめとする地域の多様な関係主体（ステークホルダー）に

よる連携・補完、都道府県による市町村の補完、複数の市町村間による連携という、3つの形態を含む「地域連携」の実施基盤の具体像を求めていく。

(2) ラムサール条約湿地と参加・連携・協働

本稿で検討素材とするラムサール条約は、1971(昭和46)年2月2日、イランのラムサールにおいて採択され、1975(昭和50)年に発効した多数国間自然保護条約である。同条約は、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全と湿地の賢明な利用を促進することを目的とするが、課題の検討に先立って、条約の想定する参加・連携・協働の意義について確認していく。

まず、決議Ⅶ.8付属書の段落13cでは、「地元に存在している環境に関する知識は、最善の科学的知見と結びつけられた場合に、湿地管理戦略に著しい貢献をもたらすことができる」こと、同dでは「地元の利害関係者を現地モニタリングや参加型管理プロセスの評価に関与させることは、地域参加による環境保全の目的を達成する上で、貴重かつ実質的な貢献となる」と指摘している。また、段落16以下において、奨励策、信頼、柔軟性、情報交換及び能力養成、継続性から構成される、地域住民等の参加度合いを図るための簡略化された指標リストを提示している。

次に、決議Ⅷ.36(湿地の管理及び賢明な利用のための手段としての参加型環境管理)付属書段落1は、参加型環境管理を活用する意義として、「特に伝統、科学、技術、行政など多くの提供源の知識を取り込むことにより、問題や優先的活動に対して統合的なアプローチが可能になる。これによって、生態系の管理、特に湿地の管理が社会的、環境的、経済的な意味で、一段と効率的、効果的で持

続的となる。参加型環境管理は資源をもっとも効果的に利用し(最適化され)、一段と効果的に管理するので、今ではこれが多くの地域の貧困の克服に役立つプロセスだとみなされている」。

地域住民をはじめとした湿地の様々なステークホルダーが、湿地保全再生政策の政策プロセスに参加し、連携・協働することの意義と期待される効果は以上のとおりであるが、本稿が構築を目指している湿地保全再生システムもこうした効果をもたらすものとして構想していく。

(3) 2つの地域連携・協働とその必要性

①地域連携とは

地域連携という用語は、地域医療連携、大学教育等における地域連携などの用例があるものの、湿地保全再生政策や地域政策の分野において明確な定義がなされていないように思われる⁵⁾。

そこで、本稿における地域連携の概念について定義しておくことにする。すなわち、地域連携とは「湿地をめぐる多様な関係主体(ステークホルダー)が、政策プロセスの各サイクル(Plan-Do-See)において行われる、政策目的達成のための多様な行為や作業を地域で連携・協働して取り組んでいくこと」である。

ここで「多様な関係主体(ステークホルダー)」とは、特に湿地管理に責任のある政府機関や地域社会等で利害関係のあるグループに焦点を当て、湿地の管理に対して個別の利害を持っていたり、貢献したりすることができる人々や団体を指すものとする(決議Ⅶ.8付属書段落8参照)。

次に、「連携・協働」とは、a. 地方自治体をはじめとする地域の多様な関係主体(ステークホルダー)による協働・連携の他、b. 都道府県による市町村の補完と c. 複数の市町

村間による連携の3つを含むものとする。

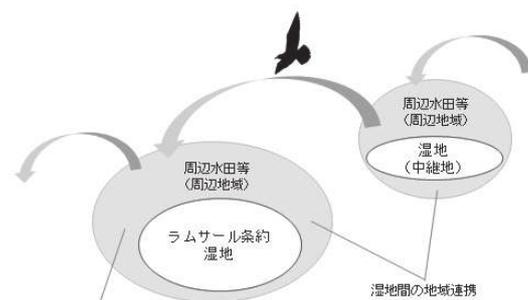
また、連携・協働の舞台となる「地域」の捉え方は図1のとおりであり、これには「湿地周辺の地域連携」と「湿地間の地域連携」の2つがある。

前者の湿地周辺の地域連携は、湿地とその周辺水田等を含むエリアにおける関係主体（ステークホルダー）の連携により、湿地の生態学的特徴を保全再生し、渡り性水鳥をはじめとする多様な動植物の生息地を確保していくためのものである。

渡り性水鳥は、国境や特定の地域を超えて長距離の移動を行い、季節によって繁殖地、中継地、越冬地という異なる地域の間を移動している。季節によって異なる生息地を利用するため、生息地が1箇所でも生息環境が悪化すると移動する水鳥全体に影響する。

このため、後者の湿地間の地域連携は、渡りの経路（フライウェイ）にあり、相互に補完関係にある湿地（周辺地域を含む）を擁する複数の地域や地方自治体とその関係主体（ステークホルダー）が、モニタリングとその情報共有、生息地の減少、悪化などに連携して取り組むための地域連携である。

図1 条約湿地を中核とする「地域連携」のイメージ



出典：著者作成。

②地域連携・協働とその必要性

拙稿（2017）では、主に渡り性水鳥とその

生息地（繁殖地、中継地、越冬地）の保護という課題の性格から、広域の地域連携（湿地間の地域連携）の必要性等について検討してきた。これに対して、本稿では、湿地保全管理計画の策定、実施、評価を中核とする地域連携（湿地周辺の地域連携）の必要性について、以下では、3つの視点から考察していく。

第1に、湿地生態系の機能に関する生態学的な知見は、自然科学の知見や技術の進展によって随時見直しを余儀なくされる。このため、順応管理的視点や予防的アプローチを念頭においた対応が必要となる。こうした科学的不確実性のある政策の形成、展開を行うには、様々なリスクや不確実性について、地域の関係主体の理解を得ていくことなど、合意形成が図られ、政策形成プロセスの信頼性確保の観点からの必要性である。

第2に、湿地保全に関する行政計画（湿地保全管理計画）を策定する際には、「目指すべき環境像」（計画目標）の設定が重要な課題となる。この際には、当該湿地の生態学的特徴を保全するための目標と、その目標達成に効果的な手段を構想する必要がある。また、遵守すべき環境基準の水準を始めとした規制措置や、関係主体が取り組むべき環境配慮行動などについても検討されなければならない。

この際ラムサール条約の示す義務等⁶⁾を参照する必要があるが、各種指針等は湿地生態系の保全・再生に取り組む際に採るべき考え方やアプローチなどを提示する。しかしながら、これらは法規範的な役割よりも、ガイドラインとしての色彩が強いため、一般性、多義性、抽象性を内包しているようにも見える。こうした性格は、締約国の社会経済状況や課題の発現形態が異なるため、やむを得ない側面があるものの、当該地域や湿地の状況に即して、条約の示す義務等を読み替え、具体化していく必要がある。こうした取り組み

は地域連携により対処していくことが、湿地の保全管理を有効なものとしていくであろう。

第3に、湿地の賢明な利用が求められ、湿地生態系の保護と利用のバランスを考慮すべきことが要請されている。生態学的特徴に影響を及ぼさない賢明な利用（wise use）の具体的な態様は必ずしも明確ではなく、当該地域や湿地の状況に即して具体化されていく必要がある。この際、ステークホルダーには各各地域の生活世界に存在している環境に関する伝統、知識、経験を反映していく役割が求められている。

しかし、湿地の環境保全を巡っては、地域開発、湿地の慣行的利活用、自然保護の間でしばしばその方向性に関して対立が生じ、意識や利害関係の違いによって摩擦が生まれ、時には紛争へと発展するケースもある。

この対立の根底には、地域の共有資源である湿地をどのように管理・利用していくことが適当であるのか、また、その費用（対価）を誰が負担するのかという問題が存在しているのである。これらの問題の解決には、地域レベルでの参加・連携・協働の基盤となるシステムの確立がまずもって必要と考えられる⁷⁾。

つまり、「湿地保全管理計画」の策定（Plan）をはじめ、計画に定められた対策の実施（Do）、評価（See）と、これらの前段として必要とされる湿地生態系のモニタリングが、地域連携の文脈においてどのようになされるべきか、ということが重要な課題となる。この課題に対応するものが、本稿で構築を目指している地域連携・協働による湿地保全再生システムである。

3 「地域連携・協働による湿地保全再生システム」構築に向けた視座

湿地の保全再生のための基本的なプロセスを整理すると、①湿地の生態学的特徴の把握、②目標の設定、③保全再生手法の決定、④ステークホルダーの明確化、⑤実施組織づくり、⑥組織内の意思決定、⑦保全再生の実施、⑧実施結果の評価とフィードバックという諸段階に区分が可能である。

これまで②から⑧までを視野に入れた、参加型の計画策定のあり方、さらには、湿地の保全再生活動（協働）の実態に対する実証分析や、湿地保全管理計画の成果を把握するための研究は、ほとんど行われていない状況にあるように思われる。

そこで、本稿では、これら未解明の課題のうち、ステークホルダーが協働して、湿地の保全再生に取り組んでいくための仕組み（地域連携・協働による湿地保全再生システム）を構築していく上で、必要となる視点を検討していくことにする。

(1) 地域連携・協働システム構築に向けた課題

湿地を巡る関係主体（ステークホルダー）には、行政、専門家、地域住民、地域住民等によって組織された団体などがある。しかし、マクロ、メソ、ミクロという問題認識の違いがあり、それぞれの立場や利害関心から湿地の保全再生に関与し、保全再生や賢明な利用の実現に向けて、様々な働きかけを行っている。

湿地の保全再生を目標とする協働システムを構築していく上において、多様な利害関係者による地域資源管理を行う仕組み（協治）の設計指針を検討する井上（2009）の見解が参考となる。

具体的には、①住民自治の程度、②対象とする資源の境界の明確化、③段階的なメンバーシップ、④応関原則 (commitment principle)、⑤公正な利益分配、⑥二段階のモニタリング、⑦二段階の制裁、⑧入れ子状の紛争管理メカニズム、⑨行政の変革、⑩「信頼」の醸成という 10 の原則を掲げている (井上, 2009, pp.11-19)。

井上の見解は、コモンズ論から協治を創り上げるための原則を詳細に提示しており、地域連携・協働による湿地保全再生システムを構築していく上で、重要な視点を提供するものと評価することができる。しかしながら、井上自らも述べているとおり、これらの原則はあくまでもプロトタイプであり、その適用可能性や実現可能性の検討が必要であり、協治によって生じる問題とその克服などの課題が未解決のまま残されている。

湿地の共同管理を行う上で大きな障害となるのは、「何が問題なのか (課題設定)」、「いかに解決すべきなのか (解決手法の選択)」、さらには「湿地の目指す将来像 (ビジョン) をどのようなものとするのか (目標・水準)」という点について、必ずしもステークホルダーの間で認識が一致しない点である。

こうした認識 (状況定義) のずれを克服していくことが連携・協働を行う上で重要な課題となる。この課題解決にはステークホルダーの間において、湿地の保全再生に必要なコミュニケーションを豊富化していくことが有効である。このことにより、各主体の多様性と多元性を活かす形で、より普遍性のある問題認識と湿地の保全再生に関する解決策を発見していくことが可能となる。

ステークホルダー間のコミュニケーションを充実させ、地域連携・協働を促進していくためには、各主体をつなぐ公論形成の場の確立と、環境の現状把握、課題の設定、解決

手法の選択、目標・水準の設定にあたっての共通基盤となる「環境指標」の開発が必要となる。以下では、これらの課題について検討を加えていく。

(2) マルチステークホルダー・プロセスの活用

地域連携・協働による湿地保全再生システムを構想していく上において、地域連携・協働をどのようなプロセスとして具現化すべきであろうか。本書では、この点について、地方自治体において活用が広がりつつある、マルチステークホルダー・プロセスに着目していくことにしたい。

マルチステークホルダー・プロセス (Multi-stakeholder Process: MSP) とは、「平等性を有する 3 主体以上のステークホルダー間における意思決定、合意形成、もしくはそれに準じる意思疎通のプロセス」と定義される (内閣府, 2008, p.1)。

このうち「ステークホルダー間における平等性」とは、MSP におけるあらゆるコミュニケーションにおいて、各ステークホルダーが平等に参加し、自らの意見を平等に表明できるということであり、また、相互に平等に説明責任を負うことと解される。「意思決定、合意形成、もしくはそれに準じる意思疎通」とは、政策決定から共通認識の形成、実質的な取組に向けての合意、ステークホルダー間のパートナーシップやネットワーク形成に至るまでを幅広く含むもの」と解される (内閣府, 2008, p.1)。

つまり、MSP とは、多様なステークホルダーが対等な立場で参加した対話と合意形成のプロセスを指し、1987 (昭和 62) 年の通称「ブルントラント委員会報告書」で提唱されたことを嚆矢とし、国際社会の多様な場面で活用されてきている。

我が国では、「社会的責任に関する円卓会議」(2009(平成21)年3月設立)において提唱されており、例えば、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、政府といった、広範かつ多様な担い手が、「協働の力」で問題解決に当たるための「新しい公共」の枠組みとして、活用が進展した。

これは、2010(平成22)年10月8日に閣議決定された緊急総合経済対策において、「『新しい公共』の自立的な発展のための環境整備」を進めることとされ、同年11月26日に補正予算(予算額87.5億円)が成立し、内閣府による「新しい公共支援事業」が2011(平成23)年度から2012(平成24)年度までの2か年間が実施された。

この支援事業のうち、「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」においては、「多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の下、NPO等、地方公共団体及び企業等が協働する取組を試行する事業」であり、「地域からの提言をもとに、NPO等と都道府県・市区町村が連携して、地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組」が支援対象となり、各地域において地域課題の解決に向けた取組みが多数展開された。

例えば、茨城県では、2011(平成23)年度から2012(平成24)年度までの2か年間で15事業を採択し、「千波湖水質浄化のための環境モデル事業」等を実施している。

千波湖水質浄化のための環境モデル事業は、水戸の偕楽園に隣接する千波湖への流入水の窒素濃度軽減を目標とした市民協働によるビオトープ(湿地帯)づくりに取り組んだものである。

事業の成果として、千波湖畔ハナミズキ広場にビオトープを完成させたほか、約30%

の窒素削減や生息水生生物の増加などの効果を確認している。今後は、千波湖にビオトープづくりを行い、協働による管理や、継続的な水質浄化活動を予定している(茨城県, 2013, pp.90-91)。

こうした萌芽的な取り組みは、地域連携・協働による湿地の保全再生を考えるうえで、重要な参考情報と評価することができるが、他の事例においてもMSPを基本していくことが有用であろうことが推察される。

(3) 環境指標を中核とした地域連携・協働システム

環境指標(environmental indicator/index)は「自然環境そのものおよび、人為的(時には自然的)な原因によって生じた環境状態の変化が、人間の生活と生存にもたらす各種の利害を定量的に評価する尺度」と定義される(内藤・西岡・原科, 1986, p.28)。

環境指標は当初「環境の状態」(state of the environment)つまり、環境の質を捉え、表現することが中心であったが、「環境の状態、その変化の原因となる人間活動や環境への負荷の大きさ、環境問題への対策などについて、可能な限り定量的に評価するものさし」(森口, 1998, p.99)との定義に見られるように、最近では、環境の質の測定、分析に加え、環境対策の評価にまで指標の対象範囲が拡大している。

環境基本計画における環境指標の活用状況をみると、環境の現状把握だけでなく、対策の進捗状況や成果の把握を始め、広範な目的で使われている。また、環境指標は環境問題に対する認知、理解、合意形成、意思決定に用いられる基本的かつ有効なツールとなっている(拙稿, 2011)。

湿地保全再生政策の政策基盤となる湿地保全管理計画との関係で環境指標の役割を整

理すると、「湿地の環境状態やこれを踏まえた目標（将来の環境の姿）の具体的表現を行う役割」と、関係主体による「取り組み成果についての定量的評価の基準」としての役割が期待されている。

これら2つの機能を担う環境指標体系を具体化していくことは、湿地保全管理計画の管理評価を行う基盤を整備する意義をもつ。また、指標からもたらされた政策評価結果情報をMSPで活用することは、対策の効果的な実施につながり、計画の実効性を高めることに寄与していくことが期待できる。

すなわち、住民やNPOなどのステークホルダーに対しては、評価対象に対する理解が深まるなど、連携・協働の準備を助け、政策提言や政策実現のためのアドボカシー活動を促進する意義をもつ。また、当事者意識や責任感が醸成されることにより、評価情報の活用度合い（実用性）を高め、湿地の保全再生政策の政策プロセスへの積極的な参加につながるであろう。

一方、政策決定者や政策実施者に対しては、ステークホルダーとのMSPプロセスによる対話を通じて、政策プロセスの各サイクル（Plan-Do-See）における意思決定に必要な情報を具体的な形で入手することが可能となる。これは、ステークホルダーの生活世界に由来する伝統、知識、経験や政策提言などから、自らの政策を見直す契機となり、湿地保全再生政策の改善策や新たな課題を発見していく端緒となるであろう。

つまり、評価システム⁸⁾とMSPを統合した地域連携・協働による湿地保全再生システムは、地域連携・協働の有効性の向上に寄与するとともに、十分なりソースをもたない地方自治体においても2つの総合性を実現する重要なツールとなるのである。

また、環境指標（評価指標）や基準の検討は、

湿地の保全再生政策を見直す契機となり、各地域の湿地のあり方など、価値や規範に関する議論が不可避の課題となるため、各湿地の保全再生のためのガバナンスの確立にも寄与していくことが期待されるのである。

4 おわりに

本稿では、ラムサール条約の示す義務等を地域レベルで実現し、より効果的な湿地保全再生政策を実施していくため、地域連携・協働を促進する基盤の確立が重要な課題となっていることを指摘した。特に、本稿では、関係主体（ステークホルダー）の地域連携・協働システム構築のための基礎的課題として、MSPのフレームワークと環境指標を統合していくことが有用であることを指摘した。

しかし、本稿は、湿地の保全再生における連携・協働の仕組みづくりを行う上での第一歩となる粗々な論考に過ぎない。このため、湿地保全再生活動の成果等を把握するための指標群の具体像とその体系化、湿地保全再生におけるMSPの具体像、政策評価情報活用に向けた課題等については、他日を期することとしたい。

[注]

- 1) 本論文で引用している各決議の和訳については、環境省HP（ラムサール条約と条約湿地）掲載資料（<http://www.env.go.jp/nature/ramsar/index.html>）[2018.1.17取得]によった。
- 2) 決議VII.8付属書は、「参加」という言葉の意味合いの広さ（単なる協議から管理権限の委譲まで）と地域にも多様な状況があることを指摘し、資源管理における地域住民及び先住民の参加は、『参加型

- 管理』として知られる一般的な管理アプローチの範疇に入ること示しているが、必ずしもその具体像を明示していない。
- 3) 本答申は、総務省 HP (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html) [2018.1.17 取得] によった。
- 4) 連携中枢都市圏などの概要については、自治実務セミナー 2016 年 7 月号「特集 連携中枢都市圏」、都市問題 2015 年 2 月号「特集 2 自治体間連携を考える」、都市問題 2017 年 8 月号「特集 都道府県・市町村関係」所収の諸論考を参照。
- 5) 地域医療連携とは「地域の医療機関が自らの施設の実情や地域の医療状況に応じて、医療機能の分担と専門化を進め、医療機関同士が相互に円滑な連携を図り、その有する機能を有効活用することにより、患者さんが地域で継続性のある適切な医療を受けられるようにするもの」と理解され、大学教育における地域連携とは「大学教育等における研究、教育、学生活動、キャンパスづくりなどにおいて地域・社会との協力関係の構築」と理解されているようである。
- 6) 本稿では、wise use をはじめ、条約の中核的理念（指導的理念）や、条約本文の示す義務規定に加え、締約国会議等において蓄積されてきた、条約の解釈や奨励としての勧告的性質をもつ決議、勧告、指針、原則宣言、基準等を「ラムサール条約の示す義務等」と定義している（拙稿 2017 を参照）。
- 7) 「わたらせ未来基金」の代表世話人である青木章彦氏は、渡良瀬遊水地におけるワイズユースを促進していくため、「河川管理者を中心に、NGO（行政や治水、環境保護、スポーツ）などの渡良瀬遊水地に関する各主体の連絡調整の場となる協議会の設置を強く提言したい」（東京新聞 2013.6.29 「渡良瀬ラムサール登録 1 年（OPINION・だんろん）」記事）としており、著者の問題意識と共通した考え方を述べている。
- 8) 評価システムの具体像は参加型評価手法を念頭に置いている。参加型評価の基礎概念や実践例については、源（2016）を参照されたい。

【参考文献・資料】

- 市川喜崇(2011)「市町村総合行政主体論と『平成の大合併』一市町村自己完結主義の批判と『総合性』の擁護」寄本勝美・小原隆治編『新しい公共と自治の現場』コモンズ, pp.339-373
- 井上真(2009)「自然資源『協治』の設計指針—ローカルからグローバルへ」室田武編著『グローバル時代のローカル・コモンズ(環境ガバナンス叢書 3)』ミネルヴァ書房, pp.3-25
- 茨城県(2013)「新しい公共支援事業報告書」
- 江藤俊昭(2015)「基礎自治体の変容 - 住民自治の拡充の視点から自治体間連携・補完を考える -」日本地方自治学会編『基礎自治体と地方自治(地方自治叢書 27)』敬文堂, pp.41-84
- 金井利之(2007)『自治制度(行政学叢書)』東京大学出版会
- 内閣府(2008)「マルチステークホルダー・プロセスの定義と類型(平成 20 年 6 月内閣府国民生活局企画課)」
- 内閣府(2011)「新しい公共支援事業ガイドライン」
- 内藤正明・西岡秀三・原科幸彦(1986)『環境指標—その考え方と作成手法(計画行

政叢書②』学陽書房

林健一（2011）「環境指標と行政評価指標の
関係に関する一考察」中央学院大学社会
システム研究所紀要（11-2号），pp.63-72

林健一（2017）「地方自治体におけるラムサー
ル条約義務等の実質化に関する基礎的検
討—地域連携による湿地の保全・再生を
目指して—」中央学院大学社会システム
研究所紀要第17巻第2号，pp.9-28

堀内匠（2013）「第30次地方制度調査会答
申の読み方—都市機能の『集約とネット
ワーク化』をめぐって」自治総研通巻
418号2013年8月号，pp.40-85

堀内匠（2016）「第31次地方制度調査会答
申を読む—地制調の役割の変化にも着目
して」自治総研通巻451号2016年5月号，
pp.47-78

松本英昭（2017）『新版 逐条地方自治法（第
9次改訂）』学陽書房

源由里子編著（2016）『参加型評価—改善と
変革のための評価の実践』晃洋書房

宮川公男（2002）『政策科学入門（第2版）』
東洋経済新報社

森口祐一（2006）「環境指標とその開発の枠
組み」環境経済政策学会編・佐和隆光監
修『環境経済・政策学の基礎知識』，有斐閣，
pp.138-139

Viewpoints and issues for constructing a wetland conservation revitalization system through regional collaboration

Kenichi Hayashi

Associate Professor Social System Research Institute
Chuo Gakuin University

Abstract

This paper considers the fundamental issues for realizing the obligation indicated by the Ramsar Convention in each region.

First, analyzing the resolution of the Convention, pointed out that cooperation between administrative agencies and stakeholders is an important issue for local government's regional policy.

Secondly, I examined how the system should be used for collaboration between administrative agencies and stakeholders, and stated that it is useful to integrate environmental indicators and multi-stakeholder processes.